

京都部落問題 研究資料センター通信

第49号

発行日 2017年10月25日 (年4回発行)

編集・発行 京都部落問題研究資料センター

当資料センター主催「二〇一七年度差別の歴史を考える連続講座」の第三回・第四回を京都府部落解放センターで、七月二十八日・一月六日に開催いたしました。講演要旨は次の通りです。詳しくは年度末に発行予定の講演録をご参照ください。

第3回

平安初期における俘囚の姓について

—平安新京・新時代と蝦夷—
講師 菅澤 庸子さん
(世界人権問題研究センター嘱託研究員)

古代日本では、律令を中心国づくりを行っており、個人が区別できるように住んでいる地や姓名、年齢、特徴などを明記した戸籍を作って支配し、それに基づいて各人に田地を分け与えて税を徴収していた。ただ、列島内で政権の統治が及んでいない地域の人々、蝦夷・南島人・隼人などは「夷狄」とされ、公民の枠外におかれた。

山城に遷都した桓武天皇は新しい体制を敷くために身分・階層の把握の再編を行う。その一環として、夷狄としていた隼人の公民化を行った。また、平安初期の東北での大規模な戦争の際に降伏して全国各地に移住させられた蝦夷に

対しても公民化政策を始めた。これは結果的には失敗し大半が「俘囚」という身分に固定されるのだが、この時代の蝦夷の社会的地位はどうだったのかを、姓に着目して検討を行った。

この時代の姓はウジナとカバネからできており、社会的地位を示す機能を持っていた。功績などによつて改姓する場合があり、俘囚の改姓例が『続日本後紀』などに載っている。それまでの俘囚特有の姓「吉弥侯部」から地名や新興豪族を想起させる姓や文化教養的な姓に改姓されており注目される。ただ、俘囚に対して人々が姓名で呼ばずに「夷俘」と呼んでいるためこれを禁止する史料もあり、蝦夷への差別意識が広く存在していたことを示している。

第4回

『職人歌合』にみる職人への眼差しの変遷

講師 家塚 智子さん
(宇治市源氏物語ミュージアム学芸員)

「歌合」とは、貴族たちが左右に分かれて和歌を詠みあいどちらが良いか優劣を競うものである。「職人歌合」は貴族たちが職人になり代わって和歌を詠み優劣を論じたもので、鎌倉時代から室町時代にかけて作成され、現在四種五

作品が残っている。これらの歌合での職人の描かれ方、詞書などは当時の貴族たちの目線、価値観が反映されており、一九八〇年代から研究が活発になってきた。

『東北院職人歌合』と『鶴岡放生会職人歌合』は鎌倉時代に作られた作品で、それまでの歌合とは違う新奇性、趣向を凝らしたものであるとして作成されている。序文では職人たちのことを「みちみちののども」「道々の輩ども」としていうが、この時代の「道」という語は様々な技術者を意味していたと考えられ、職人への蔑視の意識については明らかではない。しかし、二百年後に作られた『三十二番職人歌合』『七十一番職人歌合』では、その序文で職人たちのことを「いやしき身」「をろかなる草のむしろ」と卑下する表現をしている。そこに登場する人々に対して蔑視とまではいかないが異なった価値観で見える眼差しがあったといえる。中世前期と後期では職人たちに対する認識に何らかの変化が生じていたことがわかる。今後、職人それぞれの絵や歌を分析したり、他の絵画史料などとも比較検討することによって「職人歌合」が描く世界、その背景にある社会状況を更に読み解くことができると思われる。

本の紹介

澤宮優著

『「考古学エレジー」の唄が聞こえる
発掘にかけた青春哀歌』

木田 清

(金沢大学考古学研究会OB)

金沢大学時代の友人である小林丈広さんよりメールが届いた。

「考古学エレジーという唄を知っているか？」何の事かわからないまま「知っている。」と返信した。これがきっかけとなり、私がこの本を紹介する事となった。安請け合ひしてしまったという方が正しい。掲載する紙面は部落問題に関するものである事も後から知ったが、この本が部落とどう関係するのかわからないが、とにかく本を読んで、その内容の紹介と、自分の感想を記してみる。

著者の澤宮氏は熊本県に生まれ、世の中がバブル真っ只中の昭和六二年(一九八七)頃に東京の青山学院大学で考古学を専攻されている。私も金沢大学の考古学研究室を卒業したのは昭和五九年であり、五年程私が先輩となる。「考古学エレジー」は考古学研究室で唄われ

る事はなかったが、サークル活動としての考古学研究会では唄われていた。歌詞は若干違うが「遺跡求めて俺たちは、街を離れて野に山に、夕べの星みてしみじみ想う、遠い昔の物語。雪の山野に日は落ちて、白き気高き山裾に、赤い夕陽の落ちるを見れば、あの娘のこゝとを思い出す。あの娘は良家のお嬢さん、おいらはしがらない考古学徒、どうせ叶わぬ恋ならば、トレンチ掘ってあきらめよう。発掘終われば俺たちは、離れ離れに去つてゆく、せめて今宵は飲み明かそうぜ、青い月夜の更けるまで、青い月夜の更けるまで。」である。

「考古学エレジー」は、考古学を愛する同好会メンバーが、炎天下のもと、スコップでトレンチ(細長い長方形の試掘調査区)を掘ったり、平板で等高線測量を行い、夜は公民館で合宿するため、夕食の宴会において唄ったものである。合宿は短期のため「発掘終われば俺たちは、離れ離れに去つてゆく」という歌詞が一番印象に残っている。また、合宿地の夜空の星はとて多く美しかった。そんな夜に、遺跡の上で考古学を愛する仲間、男女が火花をしたり、遠い昔にロマンをはせる充実感、今となっては何物にも代えがたい宝であった。それは、卒業して就職すれば、遠い昔にロマンをはせることはないという現実を皆理解していたからである。当時は青い鳥症候群という言葉があり、夢ばかり追いかけて、現実逃避する人達を指している言葉だった。ただ、考古学を専攻している私は、何とかして発掘調査を職業としたかった。近頃は青い鳥症候群という言葉は死語となったのか、夢を追い続けられ、必ずその夢は叶うという教育が主流となつている。無責任な教育にしか思えない。というのも、一流大学の三十代の恐竜化石研究者が、

子供達の化石発掘体験に伴う講演会でロマンに満ちたお話をされた後、親から「どうしたら子供が化石の研究者になれるのか？」との質問がでた。その時、研究者は答えた「化石研究者になる事はお勧めしない。」と。

長々と自分の事ばかり述べてきたが、本題の本の紹介に移る。

第一章 「考古学エレジー」生まれる！

考古学エレジーを生んだのは、昭和四二年、國學院大学の考古学を専攻する二人の学生(後、熊本県庁職員、宮崎大学教授)だった。学校の講義には出ず、発掘調査ばかりやっていたという。その頃は学生運動が盛んで、集会ではロシアの労働歌がよく歌われており、その影響で、考古学エレジーが誕生した。発掘調査は、他大学の学生と一緒に一週間以上も寝泊りするのが普通で、考古学にロマンを感じ、昼の発掘作業の疲れをいやするため、夜は酒を飲んで考古学エレジーが唄われた。この様にして、唄が全国に広がっていった。ただ、考古学を学んでも、卒業後にそれが生かされる就職先はほとんど無かつた事を、皆、理解していた。私の場合は違っていた、高校時代の恩師に、「発掘できる人間が

県庁にいらなくて困っている。」と誘われたのである。京都大学か、岡山大学への進学を進められたが、地元の大学に進学してしまった。

第二章 活躍する考古ボーイ

考古学会の重鎮たちは、既に高校生の頃から遺跡調査に参加している。遺跡は全国各地に存在し、古文書のように研究者以外は目にする事ができないというものではない。これが、考古学の大きな特徴であり、庶民的で身近に存在する自分たちの歴史である事からも多くの考古ボーイが誕生するのである。また、身近であるからこそ、高度経済成長による高速道路建設工事等に伴い遺跡の破壊が問題視され、各地で市民による遺跡保存運動が起こるのである。遺跡を調査するのも公務員（かつての考古ボーイ）、道路を建設するのも公務員、遺跡保存運動は市民、考古学愛好者という構図のなかで、多くの遺跡調査員である考古ボーイは悩み、保存運動に参加する者もいた。遺跡の調査さえすれば、それがどれほど価値のあるものであっても、破壊して道路を建設してもやむなしという理論は、考古学を志す者には許し難いものであった。

第三章 エレジーは「やっつけて」悔しかった

遺跡の発掘調査は人材不足であり、調査現場には全国各地から多くの考古ボーイである大学生が集まる事となる。長期にわたり寝泊りを共にするため、酒を飲むことも多く、将来の就職という現実を目をそらしたいという事もあつてか、考古学エレジーは皆に愛され、全国に伝播する。

第四章 遺跡破壊と学生運動とエレジーと

昭和三五年の日米安保闘争を発端として、学生運動が起こり、デモや集会では必ず唄が唄われた。昭和四四年、浜松市は県指定史跡の一部を指定解除し、建物の建設を前提とした発掘調査を強行しようとした。それに対し学生が遺跡に座り込み、遺跡の保存を訴えた。保存すべき遺跡として指定されている史跡を、市が指定解除させてまで開発を優先するのである。これが認められれば、遺跡の保存運動は全く無意味なものとなってしまう。抗議声明文は、國學院大學考古学研究会からだされた。考古学研究室ではない。サークル活動としての研究会である。一五年に及ぶ闘争の結果、保存運動は最高裁において敗れた。

昭和四四年、京都平安博物館で

開催された日本考古学協会総会では、同協会は遺跡破壊の露払い役を担っていると学生たちが訴え、七九名もの学生が逮捕された。この行動も考古学研究会の主導で、研究室のかかわりは希薄であつた。

第五章 遺跡保存に立ち上げれ!

遺跡を保存するためには、ただ遺跡が大事だ!と訴えるだけでは駄目であり、どこがどうすごいのかを具体的に説明し、市民の関心を引くことが重要である。地元市民による保存運動にまで発展しないと保存は実現しない。

戦前の間違つた皇国史観を教え込まれてきた考古学者は、文字に書かれた歴史は信用できないが、考古資料は確実に存在しており、歴史の真実を伝える証人たりうる。考古学の重要性を主張する。現在全国各地で一般化されている記録保存のための行政発掘調査は、遺跡の保存ではないとする。

第六章 「考古学エレジー」を生きる

考古学への夢を捨てきれずに、一度民間企業に就職するものの、職をなげうって、考古学の道に進んだ者もいる。考古学の道とは行政発掘を行う調査員となる事である。学生時代に学生運動として、行政発掘は遺跡破壊だと叫んだ者

の多くも、考古学の道は、行政発掘への道であつた。

明治大学、岡山大学の考古学研究室では、考古学エレジーは唄われなかつた。大学における考古学の研究姿勢に、考古学エレジーは不似合いだったのであろう。

第七章 高校考古学部は活躍する

昭和四〇年代、遺跡は全国各地で破壊されていた。幸運にも、それをみつけた高校の考古学部が、緊急調査を実施していたのだ。つまり考古学を理解していた高校の先生がそれを指揮していた。ただ、クラブ活動で対応できるレベルのものではなかつたが、行政には考古学を理解する人材が配置されていなかつた。昭和五〇年代、行政に遺跡調査員が配置されるようになると、高校考古学部の活躍する場面が皮肉にもなくなってしまう。

第八章 戦争と登呂遺跡と師弟の愛と

戦地で多くの仲間が死んでいく姿を見、神国日本が不滅の国ではなかつた事を痛感し、それが契機となつて本当の日本の歴史を知りたいと考古学を志した者が多くいた。終戦直後に実施された弥生時代の登呂遺跡発掘調査により、戦前の皇国史観は間違いであつた事が広く知られるようになる。当時

の発掘調査は、多くの大学から集まった学生が合宿しながら、四年もの長期にわたるものであった。よって、夜には考古学エレジーこそなかったものの、酒を飲んで唄も唄われた。そんな仲間から多くの考古学者が生まれている。当時の学生は、考古学が本当に好きでやっていた。食うためにやっていた者はいなかった。ただ、考古学が特定の極少数の研究者の占有物のように取り扱われていた事もあったようだ。師弟愛と表裏一体のもののように。

第九章 「考古学エレジー」は、なぜ消えたのか

考古学エレジーが生まれた昭和四〇年代の大学進学率は二割にも満たない。大学生は選ばれしエリート層であった。そんな彼らが周囲の期待にこたえず、ただ好きなので、誰から見ても趣味の領域である考古学に打ち込んでいる。さらに、遺跡保存のための学生運動も活発であり、そんな後先考えない自分の姿に酔いしれている部分もあったのかもしれない。現在の大学生には、エリート意識は薄く、男社会でもない。さらに発掘現場に借り出されて、同じ釜の飯を食い、酒を酌み交わす機会も減って

いる。発掘現場で汗を流し、夜に酒を飲んで考古学エレジーに酔いしれる場面が無いため、唄われていないのであろうか。

考古学自体も変化し、考古学の醍醐味が発掘現場にあった時代から、行政発掘により記録保存された膨大な調査データを、どのように理解し処理し、歴史をどのように描き出すかに重きが置かれていく。高度経済成長による遺跡破壊から遺跡を何とか記録保存できるまでに至ったが、その膨大な記録が単なる事実の羅列に終始しており、そこから新たな歴史を作り出すのが、今の考古学に求められているのではないか。パソコンやインターネット、スマートフォンの普及により、学生の連帯感はずいぶん、ばらばらに切り離されている傾向も、考古学エレジーが唄われない要因のひとつであらう。

感想

考古学エレジーが生まれた昭和四二年、東京の大学では考古ボイが発掘調査現場に呼び寄せられ、多くの他大学の学生と寝泊りを供にし、酒を酌み交わし交流が深められていたようだ。エリート意識はありながら、就職を考えないアウトロー的な生き方を謳歌する唄

として「考古学エレジー」が生まれたように感じた。

発掘現場による交流は、行政発掘への参加が契機となっていたのが知りたい。我が母校金沢大学の考古学研究室では、「考古学エレジー」は唄われなかった。ただ、サークル活動として、考古学研究会の合宿の宴会でのみ唄われた。研究会では、記録保存を目的とした行政発掘へ、アルバイトとして参加する事は禁止されていた。言うまでも無く、行政発掘は遺跡破壊だという理論である。石川県の発掘現場にも多くの学生がアルバイトとして貢献していたが、私にとっては遺跡保存のための調査のみが発掘の機会であったため、そう多くはなかった。よって、私は発掘現場の技術を身に付ける機会がほとんどなかった。

大学を卒業しても考古学を生かせる就職先が行政しかないため、発掘現場の技術を身に付けているアルバイトが即戦力として重宝された時代であった。遺跡の発掘をするために大学に進学し考古学研究室に進んだが、研究室でも研究のための発掘調査は行っていなかった。国は、行政発掘を促進するため各大学に考古学研究室を開設さ

せたにもかかわらず、大学で発掘現場の技術を教わる機会は無かった。行政発掘は遺跡破壊であり、考古学を志す者はそれに寄与してはいけないという考えをもつ考古学者には「考古学エレジー」は酒盛りの余興でしかないであらう。

しかし、遺跡破壊の進む中、行政発掘は必要不可欠なものとして受け入れた考古学を愛する者にとって「考古学エレジー」は哀歌であり、青春の一頁を飾るものである。ただ、本書に登場する人物は、最後の最後には考古学を天職とし、その中でも限られた極一部の成功者である。発掘調査を職業とする夢を捨てざるを得なかった者、あきらめた者にとつては、まさしく哀歌である。私も行政発掘を二十数年、役所の中のアウトローといわれ担当していたが、ここ二十年は、古民家、芸術、文学賞の担当となり、私にとつても、本当の哀歌となつてしまった。

最後になつたが、第五章の田能遺跡保存への経緯は、市民運動の本質を突くもので、リアリティがあり、多くの示唆が含まれている。是非皆さんに読んでいただきたい。

(澤宮優著、東海教育研究所刊、二〇一六年、二一、三〇〇円)

中世以来天部村はいかなる革を染めていたのか —下坂守が拓いた色革史の可能性

のびしよつじ

(西播地域皮多村文書研究会)

はじめに

中世以来の河原者が藍染めに関わっていたことを、初めて実証的に明らかにしたのは丹生谷哲一である(丹生谷一九八九)。その論点を提起したのは山本尚友「新青屋考」で出発点となった。ごく最近になって、下坂守は一連の四条河原論の一環として文書と図版資料を駆使して、「四条のおおや」、後の天部村の藍染めの史実を具体的に解明した(注1)。

本稿は、下坂がさらに踏み込んで明らかにした河原者の藍染めを、部落史の土俵にもう一度戻してみたい。どういふ展望が開けるかを論じようとするものである。部落史の土俵とはどういうことか。それは行論で納得してもらえなくとも、たとえば「皮田と皮革業との関わり」といつても専ら原皮処理に限られる(畑中敏之)などといった表層理解を突き抜けることにある。

ただこの論点を明確にするため

には、下坂論の抱えた若干の問題点に触れない訳にはいかない(注2)。色革論を深める以外に他意はない。

1. 四条「あまべ」村の藍染め

大和から南山城・京都、和泉・堺へとたどる畿内北東の道は、堺が自治都市として栄えて以来の首都平安京に至る物流・交通の幹道であった。沿道ではたとえば南山城の地で履物業が栄えるなど所々の宿場も置かれ賑わった。それは江戸時代に入って大坂港湾が開かれ、大坂が天下の台所となり、金融・手工業の主導権を譲るようになっても京都・堺ともに命脈を保った。日本では珍しい沓であった綱貫は一八世紀中期、沿道であり、大和・山城の国境にあった皮田村奈良東之坂村で考案されたものだと伝承される(のび二〇〇九)。

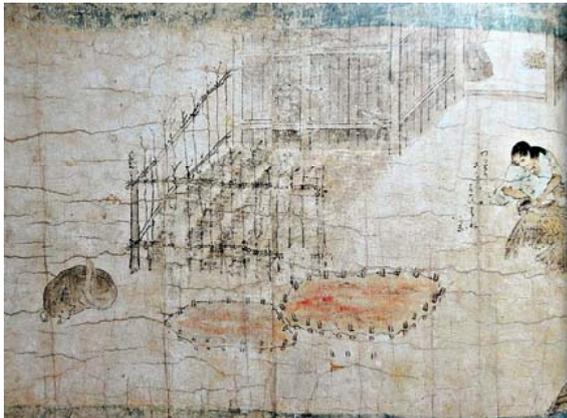
これら道筋には、被差別部落を指す呼称として、「河原者」と共に「おおや」自称が一般化している。先の東之坂村でも、そのよう

に名乗りをしていた。青屋とは通常藍染屋のことである。断るまでもなく藍染屋と河原者とは別の仲間である。その京都では藍染屋Ⅱ青屋は皮田とともに行刑役(刑吏役)を負担していて、上からは一括りとされたのである。それがために近世の大坂・堺でも、紺屋(これも藍染を行う職人)の身分的扱いをめぐって議論が起きている。

なぜ藍染屋は皮田仲間の下で行刑役負担を強いられたのか。職種の近似性があったからである。一休宗純が兄弟子を非難するために「穢字の家に按藍の船有り、染め作す、異高潤色の禪、若し小笠原殿の砌に踞すれば、定めて十文一疋の銭有らん」(平野宗浄読み下し)穢多の家には刻んだ藍を入れて揉む船があり、これで染める。異端の禪も色を付けた禪だ。犬追物の小笠原殿の前に跪けば、穢多が貰う報酬と同じに犬一疋の値段(一文になろう)とあり、これを手がかりに下坂は、四条河原(中洲Ⅱ中島)まで描いている『洛中洛外図』『東山名所図』屏風などから、白のような「按藍」、もがり「枝付きの竹」に干された長い布地、井戸とその周囲が石畳みで、女性たちが作業に従事して

いる天部村の様相を画像として示す。一目瞭然の刮目すべき画像の提示であった。

彼らの集落は竹藪で覆われ、さらにその外に竹垣がめぐらされている。ひとたび彼らの家に按藍の入れ物があると解ければ、穢多の史料上の初見にして画像の最初ともいえる、鎌倉期の天狗草紙絵巻(一二九〇年代成立)に、四条河原に住むという穢多の家の土間にも似た臼状のモノが描かれている。またここでは布状のものではなく、明らかに動物皮が河原に杭を打って(見様によってはもがりともみえる)干されている。それは『一遍聖絵』でも確認できる。さすれば彼らは



歴史に名を現した最初から藍染をおこなう者として登場していたのである。延徳二（一四九〇）年三月京中で「藍の公事」をめぐる争闘となったという『蔭涼軒日録』の記事には公事（裁判）にからんで当時「河原者の藍は上事（上等品）也」と書かれている。河原者の世界に藍染の巧みな技能が伝承され蓄積されていたことを示している。

2. 下坂論への若干の疑問と論点

ここまでが下坂が明らかにした近年の成果である。その先には藍染め業種には青屋と紺屋の異なる仲間があった。であるのになぜ前者だけ行刑役を課されるのか、という永年の課題があり、下坂は藍染の二つの方法を区分し、青屋Ⅱ生葉染め、紺屋Ⅱ藍建だと区別したうえで、河原者の藍染めも生葉染めであったという独自の結論を下した。享保六（一七二二）年一月

天部村ら三力村年寄が連署して、町中に紺屋の数が増え自分たちと同じく「藍壺」を建て藍染めしているの、青屋並みの役務を課してほしいと願出ている。藍壺を生葉染めの象徴物と捉えての主張となるが、けれども後知恵的にいえば藍壺は薬法に親縁性を持つ用具

といわなければならず、整合性のとれた要求とはいえないのである。皮田村側は両者の区分に無頓着で、紺屋も役銭を出すべきだと考えていたようだ。

ともあれ下坂の実証的考察はそこで立ち止まっている。本質的な問題は同じ手法といえ生葉染め法をする青屋がなぜ賤視を受け行刑役を負担するのか、むしろ独特の臭気を放つ薬法の紺屋は卑賤視を免れていたのか、肝要の点が一向に解明されていない。東寺の中でも薬作りが行われていた事実（と下坂は主張する）からも、藍染め職そのものはケガレとは無縁と指摘しているのであるから一層不可解である。

少し先走った感がある。下坂への基本的な疑問は次の通りである。第一はケガレの根源に染革がある観点をもてなかった、またその代替案も提示されていないという点である。第二は藍染めを生葉染めと薬法の二通りあることを明確にして、河原者がおこなったのは生葉染めであったと指摘した。けれども後者はようやく室町後期に確立した染色法だと考えられている。そうすると生葉と薬の間に乾燥葉染色法があったことになる。藍染

研究のなかで定説となっていない乾燥葉染法について、下坂に責任を負わせようとするものではないが、この理解が重要な論点になってくるという点である^{注3}。第三に最初の問題と関わるが河原者が従事した染革とすれば、常識的にそれは牛馬皮が想定されていることになる。しかし当時の技法水準では牛馬皮を藍染することはできなかったと思われることである。そしてこの論点は藍染法の段階と鞣製法の水準の両方を理解しなければならぬという問題にたどりつく。

これら三つの疑問は分かちがたい連関にあるが、できる限り順をおって解こうと思う。その先には、草場制（一般的には斃牛馬処理権と理解されてきた）の捉え返しと、皮田の染革技術という展望がある。

3. 藍染めによる染革

まずはひとつめから。河原者と藍染めの密接な関わりを最初に指摘し、平安中期から中世期までを実証的に明らかにしたのは丹生谷であり、すでにそこにおいて「卑賤視との関わりでいえば皮の藍染の方がより直接的だった」（丹生谷一九八九）と重要な論点を提起した。

私見では下坂にこの視座は重視されていないかにみえる。また丹生谷に染革の理解はないと見うる。ここから先は染革の世界という新しい領野に踏み込む。

手がかりを先の図像に求めるところから始めよう。①青屋と紺屋を分かち決定的な分岐点は皮を染める、歴史的な過程をたどればとりわけ牛馬皮を染めることによるケガレにあるのだろう。逆説的な言い方になるが、それ以外に藍染と皮田・青屋を賤視する「根拠」を見出すことはできない。②但し当時牛馬皮を染めることが出来たかはなお議論が必要である。いや牛馬皮を用いた革製品の伝世品に浸染したものはみられないのが一般的である。けれどもここでは貴族・民衆がどう受け止めていたかが焦点であって、事実の当否が分岐ではないことは指摘しておく。

③『天狗草紙』以来河原者の象徴的図像として杭で広げられた皮がみられる。生皮（きがわ 脱毛・裏打を施した鞣していない皮、絵巻では皮裏の赤色がみえる）の干皮（保存のための措置であり、板目皮作りの前処理）を象徴的に示す。けれどもこれを鞣し・色革の工程と考えると別々の見方が生まれる。牛馬皮でも鹿

皮でも鞣し工程で、天日干しや畳んだり棹にかけて干す作業はあっても、一般に河原地でありながら皮を張干す工程（河原地という点が重要である）は知られない（それは近世後期の播磨張木地製法以後に生まれたものである）。あるとすれば染

革段階での土やほこりを嫌つての吊り干しであり、当時はこれをもがりといった。つまり杭による張干しは、臼状の揉み藍と同様に染革の象徴的図像だったのでないか。皮の朱は色革を示すかのようだ。④牛馬皮でないとなれば鹿皮など小動物皮の藍染であり染色後の干し以外想定しにくい。⑤牛馬皮の当時主流であった「なめし」は板目皮（生皮）であり、膠質ゆえに藍染めのみならずいかなる染料であつても染色できない。生皮Ⅱ板目皮とは、「なめし」の性質としては太鼓皮と同質の皮のことである。時に太鼓の表面に巴や文字墨書が見られる。それは漆や膠を混ぜた顔料や墨での塗付であつて、浸染ではない。大雑把な言い方をすれば、一八世紀播磨姫路の地で、牛馬皮にして柔軟な白鞣革である「こし革」（江戸期は姫路革、戦後に姫路白鞣革と命名）が生まれるまで、牛馬皮の用途は武器・馬具などの

軍需品と、皮籠と呼ばれる種々の大きさの皮箱であつた。この問題の解決のためには中世の藍染めの支配的な仕法と、同時期の牛馬皮あるいは小動物皮の、鞣し技法の解明という両方向の接近が必要になる。

問題解明に資する根底的な疑問を挙げた。それらのなかで最も本質的な問題は、河原者が従事したと考えられる牛馬皮は、まず毛皮になることはなく、さらには「なめし」た後に染革とすることは、この場合には化学的に不可能、できないことだろう。江戸時代皮革について刊行された良質の書である春田永年『温故せん彙』（寛政七一七九五）を、関保之助（東京帝室博物館学芸委員・重要美術委員、画家、甲冑・武器コレクター 一八六八〜一九四五）手摺本に書き込まれた朱書をみるに「革を滑にするをなめすと云うなり、又古今共に滑革の色革なし」、これに続いて「はりまの韋は牛のなめしかはにて鹿のもみかにはあらず」（日本古典全集本）と明言している。一九五〇年代まで続いた播磨白鞣革（姫路白鞣革ならびに龍野張木地鞣しを合わせここではこのように総称しておく）でも、著名な革文庫を始め塗付なら

びに型押しが主流を占めていた。それでは中世の河原者は、いかなる「なめしかわ」を染めていたのであろうか。鹿皮の何よりの特性は、油脂分が少なく容易に植物染料に染めることができたことであつた。このことは後の白革師仲間が「鹿皮のみは神事に用いられることをもつてケガレをもたない」との主張に反して、皮田仲間は牛馬皮のみならず鹿皮を含む小動物皮をも扱っていたことを示唆している。京の皮田村で小動物及び州府志』の次の下りが示してくる。

「鹿・猪並びに兎、一条堀河の西に屠人有り。冬に至りて麋鹿並びに野猪・家狼・兎の類を屠りて販る。（中略）洛東田中村並びに天部村の屠人に相当り、専ら牛馬の皮並びに麋鹿を剥ぎて鬻ぐ。」（貞享元年 『京都の部落史』4 読み下し）。

貞享期（一六八四〜八八）に刊行された地誌に描かれた皮田村から、一五〇年後市中近辺の皮田村が小動物皮を扱い、革細工をおこない、かつ染革を担っている事実を明確に述べた次の文献は、ここまで重ねた推定を裏書していると思う。

それは文化四（一八〇七）年京都で上梓された京都の漢学者儒者村瀬之熙（栲亭）『秋苑日涉』（注4）の次の下りである。

屠児 藍染家
屠者俗ニ謂之ヲ越他ト。以屠牛馬猪鹿ヲ消シ皮ヲ。「消皮ハ即柔皮也、左伝評苑曰、脳ハ所以柔物者、今人用猪腦消皮是也、古今秘苑有柔皮ノ法、通雅曰 音、今消皮家亦曰 皮、此字見周礼、鮑人卷而搏之欲其無迤也、注謂革不、今凡 帽 鼓、皆謂之。○消此云那咩須ト」シ鼓ヲ、「鼓見南宋市肆紀、通雅曰、今人謂作鞋底ヲ曰 底ト釘鼓革ヲ曰 鼓ト」及皮鞋・水靴・釘靴為業ト

これが享保期の苜蒲革をめぐつて、八幡白革師との争論によつて表向きは鹿白革製作・商売を禁じられた百年後の実態である。皮田の鹿皮鞣しは長い歴史の産物なのである。同時に一九七〇年代の部落史研究が、草場や旦那場という多様な言葉で当事者である河原者・かわたらが語っていた実相を、近世のそれも後期の史料とイメージに掣肘されて、草場Ⅱ斃牛馬処理と固定的に概念化してしまった（前

圭一・脇田修)。それは研究の大きな進展をもたらしたが、同時に牛馬以外の皮革への関心を遠ざけることもなつたに思いが及ぶ。草場制への根底からの見直しが求められている。

4. 中世染革の現実

順序としては反対になつてしまつたが、中世期の藍染法とそれが染革とどうかかわるかを問う。下坂はこの時点までの業績も援用して、①生葉染Ⅱ河原者・青屋Ⅲ無地染Ⅳ古くは桶

②染法Ⅲ紺屋Ⅳ模様染Ⅴ藍壺と明確に分かれていたと述べた。最後の特徴は『東山名所図』などに桶が描かれている象徴的図像を指してのものであるが、自身が示した図像には明らかに石臼のような「もみ藍」の容器があつた。ともあれこの区分と、ではなぜ前者は行刑役を負い、後者はそれから逃れられているのか、区分に沿つていうならなぜ生葉染なら差別され、模様染なら差別されないのか、肝心の点は結局説得力をもつて明らかにはされなかつたと思う。そこで問題の整理をしていく。

第一は藍染法である。歴史的には三つの方法があつた。その内二

つは下坂の紹介にある。後者の薬法による重ね染めで濃花田(こきはなだ 濃い青、はなだはブルーの総称和名)を作ることができると、それは八幡黒と呼ばれるように、中世では黒革となる。前田雨城・吉岡幸雄など染色史家は同法は室町期に確立した染色法とみている(前田一九八〇)(吉岡二〇一四)。

両法の間にはもう一つの藍染法があつた。それが乾燥葉染である。鎌倉時代中期の和歌集である『新撰六帖題和歌』には「はりまなるしかまの里にほす藍のいつか思ひの色に出ずべき」の歌がある。播磨飾磨は京都九条とならんで、中世藍染を代表する産地であつた。その地で、タデアイを干葉にしたものを藍染めにしていた様相が、読み込まれているのである。乾燥葉法は解釈によるが、一〇世紀の『延喜式』雑染用度に記述がある。染色家であり、歴史的な染色の研究家である吉岡幸雄は乾燥葉による藍染を試みている。積んで発酵させ藍玉にまでするのでなく、ただ刈り取つた藍を乾燥させ使用する方法である。当然葉の乾燥によつてインデイゴが生成してしまつているから、水で揉んでも溶け出すことはない。還元とアルカリ液

が必要となる。乾燥葉を刻んで揉んで壺・甕に入れる。灰(樺の生木を燃やした灰では澄んだ青、雑灰ではくすんだ青になる。薬法でも同じ)と水を加えて還元発酵を待つ。上に藍緑色の泡が浮く、これに糸や布を入れると澄んだ青色に染まる。絞つて洗い空気に触れさせ発色させる。インデイゴ含有量は生葉より多い。吉岡は贅沢な染色だと述べている。

もう一つの方法が重要で、『温故せん彙』や「皮類考」(注5)に色革として出てくる「藍澱」法である。それはこうしてできた還元藍の上澄み液を取り、これに鉄漿水(米糊を入れた容器に釘や鉄くずなどをいれて空気を通す蓋をして半年ばかり置いた水を希釈する)を加えると色素沈殿が起きる。それを集め、塗料とし刷毛で塗色する。琉球藍ではその泥のままを使い、インド藍では乾燥させ、使用するときアルカリ液を加えた。

主題から離れるためこれ以上藍染に深くは踏み込まない。河原者と青屋は別の仲間、染革をしていたのは河原者だけであつたが、青屋は近似した藍染をおこなない、生葉から乾燥葉染までの道のりを歩んできた。ところが百年の戦国

を過ぎた頃、後の確立した薬法でなかつたかもしれないが、新しい藍染法が導入され、新規に紺屋をおこなう者が登場してきた。所司代・町奉行所はそれは別の仲間として行刑役(後半屋外番)を賦課しなかつた。皮田が新たに薬法を取り入れるようになって、別の仲間という認識は継承された。このように理解するべきではないか。

宝永七(一七一〇)年六月天部村三村は、大宮通西寺内一丁目上半町に住む青屋治兵衛らが御用を勤めないとして訴えた。皮田村側は「京都町中に：青屋・紺屋被致候方々」(『諸式留帳』二三頁)両者いっしょくたに訴えていているが、奉行所は「かせ染屋」として召出し説諭している。かせ染めとは糸を束にしたものを指す。そこから糸染用の壺を「かせ」とも言った。つまり青屋は先染Ⅱ糸染(その反対が後染Ⅱ布染)をする仲間と見做されている。そのあたりが青屋Ⅱ無地染の理解につながっているのだらう。両者の大きな違いは染料の量に帰着する。厭地性植物(連作を嫌う植物)である藍は、生葉の場合など大量の葉を揉んでも少量の染汁しか得られなかつた。乾燥葉となるとなればおさらである。薬法は少

ない藍玉で染めが可能となった。阿波藩では毎年洪水になる吉野川氾濫原に藍を植えることでこの難題を克服したといわれている。

このことを考えると、糸染と較べものにならない大量の葉藍を必要とする染革作りには、知恵と工夫が必要な高度の職人技であったといわなければならない。鹿といえども油脂分はあり、それに当時の鞣しは脳漿か糠かいずれにせよ油鞣しであった。これら油脂分の除去を前工程でおこない（糠をペースト状にして鹿皮に塗り込み油分を取った『止戈枢要』^(注6)）、潤沢でない藍汁で染色を実行していたのである。

一八世紀には牛革の鞣しである播磨白鞣革の五色の色革が文献に表れる。そこまで論じて本稿を閉じたかったが紙数を超過してしまった。別の機会を待とう。

注

(1) 京都の河原者・青屋の藍染との関わり、被差別身分ではない青屋が行刑役、そのなかでも最も賤視の強い断罪役に使役された意味を探る形で、戦前喜田貞吉「青屋考」（『歴史と民族』一九一九 後『著作集』10 一九八二）で本格的に論じられたのを嚆矢とする。

再燃したのは山本尚友「新青屋考」

（『京都部落史研究所紀要』4 一九八四）で、明らかに喜田論を再吟味するものであった。山本は肝心の河原者の藍染を通説で根拠がないと退けた。

丹生谷哲一「青屋賤視の歴史的背景」（『部落問題研究』98 後『日本中世の身分と社会』塙書房 一九九三）は多くの文書史料を示し両者の深い関係を明らかにして、藍の染めこそがケガレの根底にあると明言したのである。下坂の一連の労作が本問題でさらに大きく駒を進めるものとなったことはいうまでもない。

(2) 京都四条天部村の「藍染め」実態については下坂守の一連の業績、すなわち①中世「四条河原」考（奈良大『奈良史学』27 二〇〇九）②描かれた河原者のくらし（京都部落問題研究資料センター『二〇一四年度 講演録』二〇一五）を参照した。

(3) 藍染について下坂も参照した伝統的な藍染法を詳述した三木産業『天半藍色—三木三〇〇年のあゆみ』（一九七四）、藍染の現代的方法を追究しているものとして、牛田智・谷上由香「藍の生葉染めにおける絹の赤紫染色の条件」（日本家政学会誌、49巻9号）、ならびに武庫川女子大学牛田研究室HPによる最新化学による製法を参照されることを奨める。

(4) 村瀬之熙（二七四四—一八一九）

漢学者。京都の人。栲亭は号本姓は源という。医を堀元昌、儒を武田梅竜に師事、師梅竜のあと、妙法院門跡の侍講となるが病により辞す。天明三（一七八三）年、秋田藩より聘され、世子侍読となる。その後藩政に参与総奉行上席に任命され改革にとりかかるが挫折。寛政三（一七九二）年には隠居を願い出京都に帰り文人としての生活をおくる。『秋苑日涉』は漢文考証随筆で文化四年京都で出版、全一二巻、『日本随筆全集』（国民図書株式会社編）第一巻に所収、当該箇所は巻3

(5) 『温故せん彙』と「皮類考」。

春田永年『温故せん彙』寛政七年脱稿一九三七年『日本古典全集』所収によって世に知られる。古典文庫本は二部構成前半写本の復刻、後半に活字組をいれ、かつ帝室博物館員であり武器・甲冑のコレクター、また写本二本の所蔵者でもあった関保之助が一本に加えた校訂と注記を頭註にいった。一般刊行本とは別に豊富に挿入された色革見本をカラーで掲載した小教部が作られた。東京芸大などに所蔵されている。これとは別に色革のみを別刷した版があり国会図書館デジタルコレクションで容易に見ることができる。

ある。公刊はされていない。文化後期から文政にかけてまとめられた。外国産牛皮を入手して自ら鞣しから甲冑作りまでを指導し、その過程で鞣製から革細工までの実際に即した技法を武器・武器の体系に沿ってまとめられたもので、先行する数多の有職故実家の著述とは根本的に異なる実証的著作であり、化学的実証的検証に耐えうる価値を有する。『止戈枢要』はごく近年になって調査が進み、その梗概は近藤好和「止戈枢要について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』182 二〇一四）を参照されたい。

参考文献

丹生谷一九八九 「青屋賤視の歴史的背景」（『部落問題研究』98 一九八九）
前田一九八〇 前田雨城『色—染と色彩』（『ものとの人間の文化史』38 法政大学出版会）
のび二〇〇九 のびしょうじ『皮革の歴史と民俗』（解放出版社）
吉岡二〇一四 吉岡幸雄『日本の色十ニカ月』（紫紅社 二〇一四）
※播磨白鞣革の色革問題を含む「染革の世界」を『播磨白鞣革の史的研究』（西播地域皮多村文書研究会 二〇一七）にまとめた。

17.8.15) : 150円

今なぜ、「部落差別固定化法」なのか 10 川部昇

地域と人権京都 748 (京都地域人権運動連合会刊, 2017.9.1) : 150円

今なぜ、「部落差別固定化法」なのか 11 川部昇

であい 664 (全国人権教育研究協議会刊, 2017.7) : 160円

人権文化を拓く 236 命ひとつでたどりつく場所～原爆の凶丸木美術館50周年～ 岡村幸宣

であい 665 (全国人権教育研究協議会刊, 2017.8) : 160円

人権文化を拓く 237 同和教育との出会いと再会 林由紀子
奈良人権部落解放研究所紀要 35 (奈良人権部落解放研究所刊, 2017.3) : 1,000円

奈良県の空き家の実情と持続可能な社会づくり課題について 有江正太

両側から超える 人権尊重スキルとしてのファシリテーション ちょんせいこ

差別意識・天皇退位・民主主義—『両側から超える』小論・若干の提言— 金井英樹

史料紹介 宇太尋常高等小学校「我校の融和教育」上 奥本武裕

書評 『人種神話を解体する』を読む—近現代の部落差別のためのノート 井岡康時

奈良人権部落解放研究所研究紀要総目次

ノートル・クリティーク 10 (ノートル・クリティーク編集委員会刊, 2017.5) : 1,000円

戦争映画の歴史と現在 白川哲夫

インタビュー 宇川と丹後の戦後史と基地・軍隊—増田光夫氏に聞く 大野光明

書評

安志那著『帝国の文学とイデオロギー—満洲移民の国策文学』 安岡健一／櫻澤誠著『沖縄の保守勢力と「島ぐるみ」の系譜—政治結社・基地認識・経済構想』 成田千尋

皇族たちの声 河西秀哉

ノートル・クリティーク総目録 創刊号 (2008年5月)～第10号 (2017年5月)

ヒューマンライツ 352 (部落解放・人権研究所刊, 2017.7) : 540円

特集 刑を終えて地域社会で生きる

各地の人権研究所の取り組み 16 部落差別と闘う研究をめざして 広島部落解放研究所 青木秀男

書評 志水宏吉・若槻健編『「つながり」を生かした学校づくり』 棚田洋平

ヒューマンライツ 353 (部落解放・人権研究所刊, 2017.8) : 500円

特集 相模原障害者殺傷事件から一年—共生社会への課題

部落解放 744 (解放出版社刊, 2017.7) : 1,000円
第43回部落解放文学賞

部落解放 745 (解放出版社刊, 2017.8) : 600円

特集 社会 (またはマジョリティ社会) に発信する若者たち

押さえつけられても沖縄には、歌と祈りがあつた 大工哲弘 聞き手藤田正

部落共同体論 形成期の社会的分業とその構造 12 第1部 部落共同体の基本的職業と歴史 第5章 三つの職種に見る社会の構造・差別の構造 5 声聞師と祝福門付芸 川元祥一

部落解放 746 (解放出版社刊, 2017.9) : 600円

特集 非部落民の部落問題

「非部落民の部落問題」の意義と射程 朝治武／自由民権から「真の平等」を追求—中江兆民 八箇亮仁／「革命化」の代償—堺利彦 福家崇洋／融和教育から同和行政へ—吉村清太郎 井岡康時／同和行政の指導者—磯村英一 内田龍史

インターネットと部落差別 「全国部落調査」事件が提起すること 阿久澤麻理子

部落共同体論 形成期の社会的分業とその構造 13 第2部 部落差別の原点・原理 その構造と定義 川元祥一

部落史研究報告集 21 (八幡浜部落史研究会刊, 2017.6) 新しい歴史への提言 (もう一つの解放へ) みさきのはんな

人権・同和教育の本質論—吉和中事件から学ぼう— 五藤孝人

和歌山城下の岡嶋「かわた」村の牢番頭共は旦那場を持っていたか 水本正人

詩人塔和子の生涯—ハンセン病元患者とその家族— 五藤孝人

史料紹介 1 松山領恵原村の祭礼で、同村磯多が、大洲領上吾川村磯多に暴行 2 朝鮮衡平社第6回全鮮大会での徳永参二の祝辞 水本正人

「部落史研究報告集」(1～21集) 一覧

本願寺史料研究所報 53 (本願寺史料研究所刊, 2017.7)

「近世の本願寺、その日その日」 本願寺家中の魚鳥猟禁止

水と村の歴史 信州農村開発史研究所紀要 30 (信州農村開発史研究所刊, 2017.3)

史料紹介 桑山村名主市之丞の日記 文政十年 (一八二七) 一月～四月 佐藤敬子

和歌山研究所通信 56 (和歌山人権研究所刊, 2017.7)

寝た子はネットで起こされる!?!—暴き・晒される部落 (部落民)— 川口泰司

「共に在ること」について—新約聖書「善いサマリア人」のたとえを手掛かりに— 山脇雅夫

講演「部落差別解消推進法の活用を考える—教育・啓発・調査の視点から—」 阿久澤麻理子

近代ヨーロッパの皮革 1 皮革産業 竹之内一昭

皮革関連統計資料

かわのはなし 1 皮と革 鍛冶雅信

関西大学人権問題研究室紀要 74 (関西大学人権問題研究室刊, 2017.7)

冤罪・東住吉事件を振り返る 1—青木恵子さんに聞く— 里見繁

Williams症候群をともなう小児の教育的支援に向けた認知特性の検討 加戸陽子, 窪田真理子, 石原忍, 眞田敏
意思決定支援とソーシャルワーカーの実践知 狭間香代子
教化研究 160 (真宗大谷派宗務所刊, 2017.6) : 1,500円

特集 現代における真宗の学び

同朋会運動と私の歩み—部落差別に苦しむ人々に寄り添われ願われて— 片山寛隆

京都市地域・多文化交流ネットワークサロン通信 22 (京都市地域・多文化交流ネットワークサロン刊, 2017.7)

東九条トークショー<シニアの部> 朴実×矢吹文敏

グローブ 90 (世界人権問題研究センター刊, 2017.7)

部落差別解消推進法 廣岡浄進

尹東柱誕生100年に思う 水野直樹

藝能史研究 217 (藝能史研究会刊, 2017.4) : 1,800円

特集 祇園祭 1

紹介 山路興造著『都の文化・光と陰—人権の視点から』

国際人権ひろば 134 (アジア・太平洋人権情報センター刊, 2017.7) : 350円

特集 世界の働く子どもたち

人権と部落問題 902 (部落問題研究所刊, 2017.8) : 600円

特集 「平和への権利」国連宣言

本棚 豆塚猛著『道—ろうあ運動を支えた人々』 佐瀬駿介
文芸の散歩道 夏目漱石の姦通小説—『それから』の場合 下— 水川隆夫

部落問題研究所70年の面影 東上高志 15 文化的活動の面影 東上高志

人権と部落問題 903 (部落問題研究所刊, 2017.9) : 600円

特集 障害者と人権

津久井やまゆり園事件と優生思想—優生学と障害者の「安楽殺」を考える— 清水貞夫, 玉村公二彦／「障害」と「差別」と「迷惑」をどう考えるか 木全和巳／この子らを世の光に—糸賀一雄の思想に焦点をあてて— 田村和宏／障害の早期発見・早期対応はなぜ大切なのか 近藤直子／障害のある人が働くことをめぐる現状と課題 赤松英知

文芸の散歩道 高見順の小説『いやな感じ』から考える一点景場面での「差別表現」をめぐって— 桑原律

部落問題研究所70年の面影 16 未来を拓く 大学部落問

題研究会 東上高志

季刊人権問題 388 (兵庫人権問題研究所刊, 2017.7) : 700円

国民融合に逆行する「部落差別解消推進法」の無力化を 前田武

杉尾さんの訃報に接して 村上博光

追悼 杉尾敏明先生 もう一度、お話を聞かせて下さい 出口俊一

杉尾敏明氏の死を悼む 中塚和代

振興会通信 135 (同和教育振興会刊, 2017.7)

同朋運動史の窓 41 左右田昌幸

信州農村開発史研究所報 140 (信州農村開発史研究所刊, 2017.6)

八重原村の被差別部落の歴史 1 柳沢恵二

市村新田開発に関する新史料 斎藤洋一

スティグマ 252 (千葉県人権センター刊, 2017.7) : 500円

千葉県中世武将と部落の起源 3. 中世千葉氏と佐倉の部落の起源 4. 野田の部落と古河公方 5. それ以外の県内の部落 鎌田行平

スティグマ 253 (千葉県人権センター刊, 2017.8) : 500円

千葉県中世武将と部落の起源 6. かつての部落の婚姻関係と千葉氏との関係 7. 東日本大震災東北被災地復興支援と「ちばの絆」運動 8. 歴史文化の復権と部落解放運動 鎌田行平

世界人権問題研究センター研究紀要 22 (世界人権問題研究センター刊, 2017.7) : 2,500円

海洋における欧州人権条約の適用・覚書—Hirsi事件を手がかりに— 徳川信治

部落差別撤廃運動の歴史的環境—大和・紀伊・山城南部域を中心に— 奥本武裕

「社会的なもの」をめぐる試論 矢野亮

四日市朝鮮初中級学校の各種学校認可取得過程—三重県の対応に着目して— 呉永鎬

国連女性差別撤廃委員会の日本報告審査—雇用における差別撤廃を中心に— 軽部恵子

<弔い>の営為にみる生死の諸相—非規範的な性／生をめぐる— 堀江有里

「障害のある教員」をめぐる法制度と社会的障壁 松波めぐみ

史料紹介 喜田貞吉「特殊部落と佛教」 関口寛

地域と人権京都 745 (京都地域人権運動連合会刊, 2017.7.15) : 150円

今なぜ、「部落差別固定化法」なのか 8 川部昇

地域と人権京都 746 (京都地域人権運動連合会刊, 2017.8.1) : 150円

今なぜ、「部落差別固定化法」なのか 9 川部昇

地域と人権京都 747 (京都地域人権運動連合会刊, 20

収集逐次刊行物目次 (2017年7月～8月受入)

～各逐次刊行物の目次の中から部落問題関係のものを中心にピックアップしました～

愛生 808 (国立療養所長島愛生園刊, 2017.8)

対談 ハンセン病と宗教—神谷美恵子の詩を通して— 3
山折哲雄, 尾崎元昭, 田中真美

IMADR通信 191 (反差別国際運動刊, 2017.8)

特集 アジアにおける市民社会スペース

ウィングスきょうと 141 (京都市男女共同参画推進協会刊, 2017.8)

図書情報室の資料より ロクサーヌ・ゲイ著『バッド・フェミニスト』

解放新聞 2818 (解放新聞社刊, 2017.7.10) : 90円

各地で掘り起こされる部落史を学ぶ 学習資料の紹介
『芸備近現代史研究』『静岡県水平社の歴史』『近代神奈川の歴史を問い直す』

解放新聞 2819 (解放新聞社刊, 2017.7.17) : 90円

ノンフィクションからの警鐘 30 田島泰彦他編著『住基ネットと監視社会』 音谷健郎

本の紹介 齋藤直子著『結婚差別の社会学』 川口泰司

解放新聞 2821 (解放新聞社刊, 2017.7.31) : 90円

本の紹介 イアン・ニアリー著『部落問題と近現代日本
松本治一郎の生涯』 有馬学

解放新聞 2822 (解放新聞社刊, 2017.8.7) : 90円

長崎の被差別部落とキリシタン 高山文彦

解放新聞京都版 1091 (解放新聞社京都支局刊, 2017.7.20) : 70円

本の紹介 『ゲイカップルに萌えたら迷惑ですか? 聞きたい!けど聞けない!LGBTsのこと』

解放新聞京都版 1092 (解放新聞社京都支局刊, 2017.8.1) : 70円

相模原事件から1年 障がい当事者の声を聴く

解放新聞奈良県版 1065 (解放新聞社奈良支局刊, 2017.7.10) : 50円

「両側から超える」公開学習会 「基調・差別論 1」—1
伊藤満

解放新聞奈良県版 1066 (解放新聞社奈良支局刊, 2017.7.25) : 50円

「両側から超える」公開学習会 「基調・差別論 1」—2
伊藤満

架橋 37 (鳥取市人権情報センター刊, 2017.8)

特集 生活困難者を取りまく疑問・難問 「貧困撲滅のための第二次国連の10年」最終年に

講演録 部落差別解消推進法の意義と大阪での取り組み
村井康利

鳥取市人権意識調査の結果から部落差別解消推進法の意義を考える 田川朋博

みんなの架橋～架橋でめぐる全国の人権機関～ 民設置
民営の「すみよし隣保館 寿」の紹介 友永健三

語る・かたる・トーク 269 (横浜国際人権センター刊, 2017.7) : 550円

シリーズ「解放教育」継承への扉 66 拡散された新たな
「部落地名総鑑」4—行政が指定したから?— 外川正明

語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う
「ふるさとはどこですか?」 吉成タダシ

語る・かたる・トーク 270 (横浜国際人権センター刊, 2017.8) : 550円

シリーズ「解放教育」継承への扉 67 拡散された新たな
「部落地名総鑑」5—名乗る生き方を選択した人々—

外川正明
語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う

「『感動』で心に響いてるから」 吉成タダシ

かわとはきもの 180 (東京都立皮革技術センター台東支所刊, 2017.6)

靴の歴史散歩 125 稲川實

事務局よりお知らせ

◇今年度の「差別の歴史を考える連続講座」も5回まで無事に終了しました。第6回は11月10日(金)、「1920年代、水平社・衡平社との交流を進めた在日朝鮮人—全国水平社の姉妹団体・関西朝鮮人聯盟を中心に—」(講師:塚崎昌之さん)です。ふるってご参加ください。

◇今号の収集逐次刊行物目次は紙面の関係で2017年7月と8月分の記事になります。次号に9月分の記事を掲載いたします。

□所在地 〒603-8151 京都市北区小山下総町5-1 京都府部落解放センター3階

□TEL/FAX 075-415-1032

□URL <http://shiryō.suishinkyōkai.jp>

□開室日時 月曜日～金曜日 第2・4土曜日 10時～17時(祝日・木曜(月2回)・年末年始は休みます)

□交通機関 市営地下鉄烏丸線「鞍馬口」駅(京都駅より約10分)下車 北へ徒歩5分